（収益認識に関する注記）

第百二十条の二　収益認識に関する注記は、組合が組合員との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。

一　当該組合の主要な事業における組合員との契約に基づく主な義務の内容

二　前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

2　前項の規定により個別注記に注記すべき事項が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記にその旨を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない。

（負債の評価）

第百四十九条　負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2　次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一　退職給付引当金その他の将来の費用又は損失の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

（削る）

（削る）

二　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（次項において「新生協法施行規則」という。）第五十一条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料について適用し、施行日前の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

3　新規則第八十二条、第百九条、第百二十条、第百二十条の二及び百四十九条の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日から令和四年三月三十日までの間に終了する事業年度に係るものについては、新規則の規定を適用することができる。

○農林水産省令第三十三号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十一条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農薬対策室並びに生産安全専門官、農薬審査官、農薬国際審査官及び審査官） **第十九条**　農産安全管理課に、農薬対策室並びに生産安全専門官四人、農薬審査官八人、農薬国際審査官一人及び審査官五人を置く。 2～7　（略）	（農薬対策室並びに生産安全専門官、農薬審査官、農薬国際審査官及び審査官） **第十九条**　農産安全管理課に、農薬対策室並びに生産安全専門官四人、農薬審査官五人、農薬国際審査官一人及び審査官五人を置く。 2～7　（略）

（新設）

（負債の評価）

第百四十九条　負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2　次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一　次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

イ　退職給付引当金

ロ　返品調整引当金（常時、供給するたな卸資産につき、当該供給の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二　（略）